

審 査 基 準

平成19年11月27日作成

法 令 名：	徳島県道路交通法施行細則
根 拠 条 項：	第4条
処 分 の 概 要：	駐車禁止規制除外標章の交付
原権者（委任先）：	徳島県公安委員会
法 令 の 定 め：	徳島県道路交通法施行細則
審 査 基 準：	
標 準 処 理 期 間：	7日（行政庁の休日は含まない。）
申 請 先：	徳島県道路交通法施行細則（昭和47年1月28日公安委員会規則第1号）第4条第13号に掲げるものにあつては、警察本部交通規制課 徳島県道路交通法施行細則第4条第14号に掲げるものにあつては、警察本部交通規制課又は申請者の住所地を管轄する警察署交通課
問 い 合 わ せ 先：	徳島県警察本部交通部交通規制課規制第一係 （088-622-3101 内線5173） 警察署交通課
備 考：	